

審議 2 旭市国民健康保険税条例の改正（案）について

1 趣旨

平成30年度の税制改正（令和2年9月4日公布、令和3年1月1日施行）及び令和2年3月の税制改正において地方税法施行令が改正（令和2年3月31日公布、4月1日施行）されたため、旭市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 概要

ア 賦課限度額の改正

基礎課税額（医療分）と介護納付金課税額（介護納付金分）の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、本条例で規定されている賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げる改正をします。

なお、県国民健康保険運営方針では、賦課限度額は国が政令で定める限度額と同額とする、とされています。

区 分	改 正 案	現 行
医療分	<u>6.3万円</u>	6.1万円
後期高齢者支援金分	1.9万円	1.9万円
介護納付金分	<u>1.7万円</u>	1.6万円
合 計	<u>9.9万円</u>	9.6万円

イ 軽減判定基準の改正

平成30年度の税制改正により、令和3年1月より個人所得課税が改正されました。この影響により国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないようにするため、また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯が国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることを防ぐため、本条例で規定されている軽減判定基準について改正します。

区 分	改 正 案	現 行
7 割 軽 減 基 準 額	基礎控除額 (43万円) + 10万円 × (給 与所得者等の数(※1) - 1)	基礎控除額 (33万円)
5 割 軽 減 基 準 額	基礎控除額 (43万円) + 28.5万円 × 被保険者数(※2) + 10万円 × (給与 所得者等の数(※1) - 1)	基礎控除額 (33万円) + 28.5万円 × 被保険 者数(※2)
2 割 軽 減 基 準 額	基礎控除額 (43万円) + 52万円 × 被 保険者数(※2) + 10万円 × (給与所得 者等の数(※1) - 1)	基礎控除額 (33万円) + 52万円 × 被保険者数 (※2)

※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受ける者

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

3 施行期日 令和3年4月1日